

会 議 録

	令和2年度 第3回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会
開催日時	令和3年1月19日（火）14時00分から15時30分まで
開催場所	和泉市役所市議会委員会室
出席者	条例案検討委員会委員 8名（欠席者5名） 教育長、教育・こども部長、教育指導監、学校教育室長、 人権教育担当課長、その他事務局2名
会議の議題	・ 条例案の答申について
会議の要旨	1. 議事 2. 教育長挨拶 3. その他
会議録の 作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	会議公開、傍聴2名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、まず次第と、資料 1「条例案」、資料 2「新旧対照表」、資料 3「パブリックコメントへの回答」、資料 4「解説書」、資料 5「答申書」、参考として、「条例概要版」の 6 点ですのでご確認ください。

なお、本日は皆様の手元にマイクがございますので、ご発言の際はそちらをご利用ください。

ただいまより、令和 2 年度 第 3 回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会の開催をお願い申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を努めさせていただきます、学校教育室の二星でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本委員会は、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則に基づき、公開とし、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、会議録作成のため、ICレコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、出席状況の確認でございますが、長井委員、合田委員、内藤委員、平川委員、野崎委員は所用により欠席と伺っております。

委員総数 13 名中、8 名の委員の方にご出席を賜っており、委員の半数以上がご出席ですので、会議は成立してございます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては中西委員長にお願いしたいと存じます。中西委員長、お願いいたします。

【委員長】

皆さん、こんにちは。本年もよろしくお願い申し上げます。今日がこの条例検討会の 3 回目ということで、最終回を迎えることとなります。今年はコロナの感染拡大の中、大変厳しい状況の中での幕開けになりました。これから一年どんな年になるのか、非常に不安な状況であると思います。今年の干支は丑年ということで、丑の中でも辛丑（カノトウシ）といわれているものです。辛というのは、痛みを伴う衰退を表します。丑は新しい息吹を表すということで、非常に辛いことが多い中で、新しい自分が生まれる年といわれています。非常に厳しいですけれども、そういう状況を克服して、今年は希望

が芽生え、広まる年になってほしいと思います。

前回の会議では、前文の一部文言の修正を前提に条例案について議論し、後日会議の意見を踏まえて修正したものを各委員に事務局が説明するという形で終わったかと思えます。そして細かい文言修正については委員長である私に一任していただいたところです。

本日は事務局から説明の後、パブリックコメントの意見を踏まえて、事務局に取りまとめさせた答申案について議論したいと思います。

この会議の総仕上げとなりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。緊急事態宣言の中なので、できるだけ効率的でスピーディに会議を進行させていきたいと考えております。最終の会議になりますので、皆さんの心残りのないようになりたいことは全部出していただいて、積極的に発言をしてほしいと思います。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。まず、条例について事務局から説明願います。

【司会】

それでは、学校教育室の永井から条例についてご説明いたします。資料 2 をご覧ください。【新旧対照表】和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例という資料になっております。前回の検討委員会の後に各委員のみなさまにお渡ししたものが【旧】、今回の事務局案が【新】となっています。

まず、条例名ですが、「和泉市子どもの育みに関する条例」に、副題として～輝く子どもを育む教育のまち和泉市～と付けていたところを、法規関係部署との調整を経て主題と一つにまとめ、新しい条例名を「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」としました。その他、軽微な文言の修正等がありました。前文におきましては、変更箇所として最後の段落の「豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市」に、「」をつけて強調しております。第 2 条につきましては、学校園の定義に認定こども園が入ってございました【旧】の案に対して、公立の学校園のみを指すということで認定こども園を削除しております。第 3 条につきましては、(育まれる)という言葉が削除しております。他の条文に関しては、変更はございませんでした。以上 4 箇所に関しまして変更をしております。

【委員長】

ありがとうございました。事務局から説明がありましたけれども、微修正のようですが、以上の点についてご意見や質問はありますか。

【委員】

<質問等なし>

【委員長】

それでは、意見等ないようですので、条例については審議を終了させていただきます。次に、パブリックコメントの結果について事務局から説明願います。

【事務局】

引き続き、学校教育室の永井から説明させていただきます。

それではパブリックコメントの結果について事務局から説明させていただきます。

資料3をご覧ください。和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例（素案）パブリックコメントに対する事務局対応方針（案）となっております。パブリックコメントは令和2年12月4日から令和3年1月4日までで意見を募集した結果、1名の方からご意見をいただきました。

そのご意見は、資料3のご意見・ご提案の部分になりますので、読み上げさせていただきます。1ページの前文についてです。「今こそ、豊かな自然に恵まれ……礎をともに」の文言は必要ないと思います。「郷土愛」を強調すると共に格調高い前文にしようとされたようですが、「これまで築いてきた礎」、非常に抽象的な表現で、意味が理解できない。また、なぜ、学校教育で学ぶことになっているのに、ことさら「郷土愛」をそこまで強調する必要があるのか疑問に感じます。実際の施行規則中で表現すれば充分と思います。」というご意見をいただいております。

これに対して、事務局は事務局対応方針（案）の形で対応する予定です。読ませていただきます。「先人がこれまで築いてきた礎」とは、市内各地域における伝統産業や文化・芸術振興、世代を越えた人権尊重及び多文化共生の精神等、多様なものを意味しています。子どもの育みに寄与し続ける、自然・歴史・文化のすべてを記載することはできないため、このような表現としています。

また、「郷土愛」はご意見の通り学習指導要領において道徳教育の中で学ぶとされておりますが、この前文においては、社会総がかりで輝く子どもを育む教育のまち和泉市をめざすために、子どもに関わるすべての人が「郷土愛」をもって、子どもの育みに携わっていただきたいという思いで「郷土和泉を愛する心を持って」という表現をしております。」と回答する予定です。

以上、パブリックコメントの結果についての説明を終わらせていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、パブリックコメントの結果について、ご意見や質問はありますか。事務局が述べている見解で採用しないということですがよろしいでしょうか。

【委員】

私は、「郷土愛」は入れてもらったほうが良いと思います。個人の意見ですが。

【委員長】

はい。それでは、事務局案の通りということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【委員長】

次に条例制定時に公開する条例の解説書を事務局が作成しましたので、これについて説明願います。

【事務局】

教育指導監の大槻です。お手元の資料番号がございませんが、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例解説書（案）ということでお配りさせていただいております。条例を制定するときに、様々なパターンがあるのですけれども、一つの手法として、条例の中の言葉には先ほどのパブリックコメントのように様々な解釈があるので、なるべく多くの方が共通理解していただけるような解説書（案）をして作らせていただいております。作成につきましては、事務局が責任を持ってさせていただいておりますが、今日は皆さんの意見を伺いながら、あくまで案段階ですが、修正等を含めて今後もう少し検討していこうと思いますので、この場でご意見等をいただければ、できるだけ反映させていきながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1 ページ目は目次となっております。一つひとつの条例について解説を加えていくので、目次をつけております。そのあと、全体の条例の構成を簡単に示し、親しみやすいようにしています。

3 ページですが、今日ぎりぎりになって委員の皆様へ配布させていただいております

ので、委員長からなるべく端的で効率的にという話しもあったので、少しだけお時間をいただいて進めさせていただきたいと思います。四角の中は、条例に記載のある文章です。これを受けまして、【説明】として、「前文は、具体的な法規を定めたものではなく、その内容から直接法的効果が生ずるものではありません。本条例を貫く思いをわかりやすい言葉で表し、みんなで思いを共有する役割を担っています。和泉市は豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統を大切にしながら、市民の皆さんの協力のもと発展をしてきました。今後、より一層の和泉市の発展を進めるためには、一人ひとりの子どもが自身の尊さ、人への思いやりを育むことが重要であると捉え、社会総がかりで子どもを見守り、それぞれの責任や役割を本条例に示し、『豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市』の実現をめざしたいと願っています。」前文につきましては、条例の中の前文とほとんど同じですが、前文自身が、皆さんの検討もいただいて作成させていただいておりますので、このような形の説明にさせていただきます。

次に目的でございます。第1条（目的）で「生命・人格・人権」を尊重しというように四角の中に条文を記載しておりますけれども、【説明】としまして、3ページ下「本条例は理念条例として、和泉市教育大綱に掲げる基本理念を改めて明らかにするため和泉市の宝であり、かけがえのない存在である全ての子どもが、夢と希望を持ち、人を思いやる心を大切にできるようにするため、一人ひとりが認められ、差別、いじめ、暴力、虐待などから守られ、心身ともに健やかに育つことができるように、社会全体で子どもを支援する責務及び役割について規定を制定するものです。社会が変容していく中でも、人としてお互いがお互いの「生命」・「人格」（人間性、その人固有の人間としてのありかた）・「人権」（だれもが生まれながらにもっている基本的な権利）を尊重するとともに、すべての子どもが、挨拶や礼儀を重んじ、人を尊重するとともに、人を思いやり、さらには素直に感謝ができる、自然や美しいものにも感動し、正義や公平さを重んじ、豊かな心を持つなど、成長、発達段階に合わせた確かな学力を身につけた、自分の夢や目標とすることに挑戦できる健康、体力を備えた輝く子どもが成長していけるまちづくりの実現を目標と定めています。」その下に、教育の目的として、教育基本法の中に人格の完成とあり、点線四角の中に「教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と引用しています。また、人格の完成につきましては、教育基本法制定の要旨の中に「個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の備えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめること、人間の諸特性、諸能力をただ自然のままに伸ばすことではなく、普遍的な規準によって、そのあるべき姿にまでもちきたすこ

とでなければならない。」と教育基本法の解説にあります。特に人格の完成について、改めて法に照らして、明記させていただきました。

次は定義です。4 ページ下の方、「定義付けの意味は、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の中では、この言葉はこのような意味で使いますということを一明らかにするもので「子ども」については、児童福祉法において「児童とは、満18歳に満たない者」と規定されており、他にも児童や青少年を18歳未満の者とする旨を規定している法令がありますが、本条例では、学校、家庭、地域からの支援の対象となりうる年齢として高校生等までを想定し、おおむね満18歳未満の者としています。「未成年後見人」については、親の死亡などにより親権者が居なくなった未成年者について、親の代わりに法定代理人となり、監護養育、財産管理などの法律行為を行う人です。「学校園」については、和泉市立の初等中等教育施設（小学校、中学校、義務教育学校）の他、和泉市立の幼児教育及び保育施設（幼稚園、保育所）をさします。「地域の団体等」については、本文中にも具体的な団体を例示しております。加えて、個人で取り組まれている活動もあることから、「地域住民」という位置づけで個人の方も含めています。

続きまして、基本理念。【説明】としましては、「第1条に掲げる目的の実現に当たって、拠り所とする根本的な考えを基本理念として3点示しています。（1）教育は、人格の完成をめざして行われるものであり、子どもは心身ともに成長の過程にあり、人格の完成の途上にあります。学校や家庭、地域などさまざまな場面で子どもには学びの機会があり、その場面ごとに、周りの人から褒められることによって、具体的に自分の行為が周りの人の役に立っていることや、誰かを幸せにしていることに気付き、自己有用感が高まります。また、子どもが望んだ結果にならなかった時であっても、結果のみを重視するのではなく、過程にも着目し、子どもの努力を認め励ますことも大切です。自分や他者を大切にしないような行為をした場合には、その行為は認められないこと、自分勝手は認められないことを丁寧に教えることも必要ですが、そのような場合も、子どもの人格は否定せず行為そのものを注意し、なぜそのような行為をしたのかを聞くことが大切です。ただし、一方的に子どもを守る、子どもが主張することを全て許容するものではなく、あくまでも見守る大人が子どもに人格があること、子どもの人格を尊重することを啓発するものであります。これらのことを意識した豊かな情操や規範意識が育まれる取組を推進していくことを基本と定めています。（2）情操とは、美しいものやすぐれたものなどに接して感動する心であり、その心を豊かに社会のルールを守る等規範意識を育むことは社会で生きる人として大切なことであり、そのことを基本に様々な取組をしていく必要があります。（3）社会全体が、子どもへの支援を「点」で終わらせるのではなく、それらをつなげ「線や面」にし、さらに立体として形にしていくために連

携協力していくことが重要であり基本と捉えています。」

次は4番の市長の責務です。「(1) 教育委員会は市長から独立して施策を行います、市長は、予算の編成など教育委員会におけるさまざまな事業や施策についてその推進が図られるように取組まなければなりません。(2) 背景や環境の違いによって教育の機会が損なわれたりする子どもがないよう、市長は、さまざまな他の執行機関の権限とされている事項及び議会の権限とされている事項以外のすべての責務を管理・執行する広い権限を持っています。そのことから、条例の実現を意識した施策の展開を行うことは市長の責務と考えます。(3) 和泉の子どもがふるさと和泉を誇りに思い、愛する心を持って、変化の激しい予測不能なこれからの社会を生きるために、「生きる力」を身につけた子どもとなるようこれまで以上に「知・徳・体」のバランスのとれた力が求められます。」知・徳・体につきましては、四角の中に一般的なものが書かれてあります。以下は時間の関係上省略し、7ページにいかせていただきます。「これまでの学習指導要領でも子どもの「生きる力」を育むことをめざしており、これからも「生きる力」を育むという理念は変わりません。(4) これまでも教育施策を始めとするさまざまな取組を教育委員と市長で検討協議する場として総合教育会議を開催してきました。本会議は市長が開催するもので、保育や福祉等の市長の権限に関わる事項についても、これまで以上に保育所・幼稚園・小学校・中学校で一貫した教育について協議を進め、「輝く子どもを育む教育のまち」の実現に向け市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたるよう総合教育会議を充実させていきます。」

続きまして5番の教育委員会の責務についてでございます。【説明】として「(1) 教育委員会は、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者が連携したあいさつ運動やパトロールなど、子どもの見守りを充実させる仕組みを充実させるとともに、留守家庭児童会により子どもの健全な育成を図ります。さらに、いずみ希望塾の開催やALT（外国語指導助手）、少人数指導非常勤講師、介助員等の配置を通して、学校の学びを充実させる取組を進めていきます。(2) 教育委員会は、学校園の施設、整備などのハード面や教職員配置や学習・文化芸術・体育等の市全体で取り組むソフト面を充実させるなど、輝く子どもの育成に全力で取り組む必要があります。」と記載しています。大きくもっと社会で見守るように、昔の地域の方々と関わって、教えてもらったり、叱られたりすることも入るという意見も出ておりました、ここを膨らませても良いと考えておりますが、今のところこのような形でまとめさせていただいております。

6番、学校園の責務です。学校園の責務につきましては、「これまでの学習指導要領でも子どもの「生きる力」を育むことをめざしており、これからも「生きる力」を育むという理念は変わりません。子どもが「生きる力」を身につけるための、さまざまな取組を

実施していくことは学校園の責務です。(1) 学校や園での生活のあらゆる機会をとらえて、学習指導、生徒指導、進路指導、キャリア教育、道徳教育などについて横断的な学びに取り組みます。(2) 朝のあいさつ運動や、夏休みなどの夜間巡回などに代表される、保護者、地域の団体や事業者と連携した見守りの実施をこれからも推進します。(3) 学校における活動について、これまで以上に情報を発信するとともに学校協議員との連携や「地域とともにある学校」としての学校運営協議会を軸とした「コミュニティスクール」へと変化していくなか、保護者・地域の団体等も主体的に学校運営に参画する仕組みを作っていきます。「コミュニティスクール」は国も推進しており、全ての府立の学校が実施しているので、本市でも行っていく。(4) 本市において取組んでいる小中一貫教育をさらに発展させ、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連続性を意識した取組を進めていきます。」これはご意見いただいた小中の連続性を強調させていただいています。

7番、保護者の役割。「保護者の役割に関しては、教育基本法第10条の家庭教育において「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と定められており、生活の基盤として子どもが健やかに学び、育つための環境を整えること、将来の基礎となる生活習慣を形づくること、市や学校園等の取組に協力することで子どもと社会をつなぐことなどを示しています。(1) 個々の家庭にはさまざまな事情や背景はありますが、子どもが愛されていると感じ安らげる家庭環境をつくることをその役割として示しています。(2) 家庭学習については、各家庭の理解と協力が必要です。(3) 家庭がすべての教育の出発点であることから、早寝、早起き、朝ごはん、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けられるようにすることを示しています。(4) 学校園行事などへの参加や参画、学校園や地域の団体等と協力して、子育てを行うことなどが期待されます。」保護者の方にはこのような協力を求めていきたいと考えています。

8番、地域の団体等の役割。「地域の団体等の役割に関しては、一人ひとりの子どもを見守ること、教育及び保育の場である学校園を支援すること、それぞれの成長を促すための場として、体験活動等を推進することを定めています。(1) これまでも協力いただいている登下校時の見守り、地域の美化活動などについて、感謝するとともにたくさんの方々の参画を求めていきたいと考えています。(2) 学校園における地域と連携した行事など、みんなで子育てができる環境づくりを進めていただいているところですが、さらなる充実が期待されます。(3) 地域清掃活動、美化活動、危険箇所の改善、子ども食堂などさまざまな団体の方の協力をこれからも進めていただきたいと考えています。(4) 学校園でのゲストティーチャーとしての活動、学校田での米づくりや野菜栽培の

支援、町探検にかかる協力など今後も継続をお願いするものです。」

最後に9番、事業者の役割です。「和泉市自治基本条例第10条においては、事業者の責務として「事業者は和泉市のまちづくりに関わる一員として、まちづくりについて理解し、協力するように努めなければなりません」と定めており、事業者の理解と協力は大変重要なこととしてその役割を定めています。(1)事業者によるさまざまな支援活動について感謝するとともに今後も継続した支援をお願いするものです。(2)これまでも積極的な協力をいただいております、職場体験学習、キャリア教育、出前授業等における協力の継続をお願いするものです。(3)事業者が雇用する保護者の子どもと接する時間の確保については、事業者の個々の状況を踏まえた対応をしていただくことは当然であり、事業者に協力の強制を求めるものではありません。第7条に定める保護者の役割として、子どもの教育及び保育の責任は第一義的に保護者にあることから、事業者として可能な限り仕事と子育ての両立についての配慮をお願いするものです。」(3)はお互いに会社の中で協力し合って、お互いの状況を踏まえてやっていくということで、ここをもう少しわかりやすい表現にできないかを事務局で検討させていただいております。

解説書の最終案はまた皆様にもお示しをさせていただきますが、今日この様な形で進んでおりますことをご理解よろしく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございました。まだ案の段階ということですね。この解説書、非常に丁寧に作っていただいているなと思います。まだ途上ということで修正も可能ですので、ご意見・ご指摘等がございましたらお願いします。私から一点だけ指摘があります。8ページの(3)の中で、『『コミュニティスクール』へと変化をしていくなか、保護者・地域の団体等も主体的に学校運営に参画する仕組みを作っていきます。』という部分が抽象的過ぎるのではないかと思います。参画する仕組みが何を言いたいのか、事務局いかがですか。

【事務局】

教育指導監の大槻です。「コミュニティスクール」というのは、先ほども言ったように、国の流れというか、一つの地域との連携の流れになっていく中で、今までの学校協議会で、参加から参画へというように自分の中で理解しておりまして、違う市で見たときに、ある学校で蓮を作っていました。その蓮は地域の名物なのですが、町内の人みんな協力して作っています。自分の感覚では、学校からの応援で地域の人を呼び、一緒に植えるのですが、水遣りや枯れたときの対処は学校側に任されているというものでした。と

ころが、その学校では、地域の方々が毎日水遣りに来ていました。その理由は、その畑が地域の方が所有しているものであったからです。お手伝いとして子どもを呼んで、植え替え等をしていると聞きました。コミュニティスクールというのはそういう形ではないかと思います。「やっておけ」ではなく、「一緒にやる」というものだと思います。そういう意味では、ここに書いていた参画するという仕組みを委員長からご指摘があったようにもう少し、どういう協力を一緒にやってもらうかを考えたいと思います。

【委員長】

解説書なので、仕組みが何かわかるような書き方をしていただけたらなと思います。皆さんいかがですか。

【委員】

保護者に関して負担がかかりすぎているように見えます。4番でも、地域の住民が主体になっているというけれど、保護者に頼りすぎていると思います。100パーセントをボランティアで行うと厳しいので、教育委員会である程度のお金を使い、季節ごとに多少のものを出していただくことが、負担を少なくすることになると思います。

【委員長】

今のご指摘いかがでしょうか。

【事務局】

地域の方へできることは、取組として進めていきたいと思いますので、よろしく願いします。

【委員長】

ありがとうございました。他はいかがでしょう。それでは、解説書については他に特に質問等ありませんので、次は答申（案）について、事務局の方からお願いします。

【事務局】

学校教育室の永井です。答申案についてご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。令和2年8月7日の第1回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会にて教育長から和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会委員長あてに諮問した条例案について、本日を含めた全3回の検討委員会を踏まえ、配布していま

す資料 5 の鑑文と「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例（案）」をそろえて教育長に答申いただくものです。

この鑑文には、付帯意見として本条例を運用する上での要望を記載することができます。2 回の検討委員会で委員の皆様からいただいた意見を元に委員長と事務局で調整の上、4 つの付帯意見を記載させていただきました。

まず、市長の責務として、市長部局から独立した教育委員会や学校園が柔軟に事業を行えるように環境を整備すること、そして、財政的な支援などの教育への間接的な支援が主となり、それらを遂行する上で関係部局が情報共有等を徹底し、時代のニーズに合った施策を展開できるように連携を深めるべきという内容になっています。

次に、教育委員会の責務として、市長の責務とは違い、直接的な教育現場の基盤整備、環境整備が主な役割となります。コロナ禍で具現化した課題である「学びの保障」を確保できるように ICT 化を早急に進め、今後、別の災禍に見舞われたときでも子どもの学習の機会が阻害されないように施策を打ち出すべきという内容になっています。

次に、学校園の責務として、学校園は直接子どもと接する立場にあり、最も子どもに対して影響を与えやすいものとなっています。教育委員会の責務でも説明した ICT 化が進んでも、現場の教員が対応できていなければ意味を成しません。したがって、学校園は常に最新の技術を取り入れ、それを最適な方法でアウトプットできることが重要となります。また、検討委員会の中で最も意見の多かった教育及び保育の連続性についても再度答申で強調しています。

最後にその他として、行政は当然のこと、大人から子どもまで和泉市の教育にかかわる者全員がこの条例を正しく理解し、責務や役割を果たせるように周知を徹底するべきという内容になっています。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。今回の議論を踏まえまして、重要な意見・指摘というのは反映されているという感じがいたしましたけれど、この点についていかがでしょうか。意見があればよろしくお願いします。

【委員】

学校園の責務についてです。大きな変わりはないと思うのですが、学校園の責務の 2 行目の「連携の重要性を意識し」を「円滑な接続を意識し」とするのはどうかと思います。今の保育では、連携ということはとても大事ですが、幼保小中で子どもた

ちの生活の内容も含めて、連携から一貫へという言葉が前にみた文章の中にありました。単に連携ではなく、スパッと一貫した、小学一年から中学校までのものを見通したという風にしておけば、六年までにやってきたことが、中学校を想定したものになり、無駄やおちこぼれをなくすことができる。ただ、一貫という言葉は、うまく入らないんですね。そこで円滑な接続というのは、一貫と同じ意味ではないかと考えていました。一貫ってどういうものなのかというお話があります。ある市で取組んでいるのは、連携から一貫へというもので、一貫教育です。これをしているところはなかなかないですけれど、連携だけで終わらずに、少し進んで一貫という方向へいきたいということで、取り組んでいるところが知っている限りで2、3あります。一緒にカリキュラムを考える、小中の先生と一緒に授業をする等の活動を含めて、円滑な接続があればとても良いと思いました。今までは、就学前後の子どもが、一年生に来たときに、子どもの様子がよくわからず、小一プロブレムというような問題があって、小中でも同じで、間に大きな段差があるのではないかと、こういうものをできるだけ減らして、子どもの不安等を膨らませないように、把握しておくような連続性はとても良いと思います。全てではないですけれど、うまくいったということも聞いております。幼保小中がスパッと一貫していること、なかなかそこまでうまくいかないけれども、そうあれば良いと思います。

【委員長】

「円滑な接続に」ということですね。一貫ではなく。事務局どうですか。

【事務局】

教育指導監の大槻です。小中一貫教育ですけれども、ここでは、教育と保育なので、小中は小中一貫教育、保育は民間になり、つなぎにくいので、今おっしゃっていただいた円滑な接続という言葉が適切であると思います。

【委員長】

「円滑な接続」で。確かに、保育を考えると一貫ではないですね。

【委員】

一年生の担任の先生方、幼稚園とか保育園から、子どもの情報が学校へと伝わっているのかということで、何でいちいちそんなことを言うのか、個人のことをいちいち言うて欲しくないという意見と二つに分かれている。そんな中では、小学校の子どもをある程度、その子にレッテルを貼るという意味は全くないが、よりよい学校生活を出発する

ということでは、幼稚園と保育園からどんなことでも、接続できることがあればいいと感じます。それを幼稚園の年中から行い、小学校一年までものすごくスムーズに行ったという事例を知っているので、それがうまくいくといいです。

【委員長】

他にいかがですか。

【委員】

すごく今の意見がしっくり来ました。円滑な接続という言葉がよいかはわかりませんが、うちの子がそうだったので、保育園でも課題があってというような状況だったのですが、その情報を小学校に伝えていただいて、すごく丁寧に扱っていただき、最近では目立たなくなり、集団になじみ、生活ができるようになりました。そのつながりが大事だというのは、私や妻も含めて話していて、子どもが大きくなる過程の中で、最近日に日に感じる事ができています。確かに連携、つながっていかないといけないと思うので、もっとなめらかなスムーズなという形の表現に変えていただければ、受け入れられるのではないかと思います。

【委員長】

表現として「円滑な接続」というのはどうでしょうか。

【委員】

やっぱり「円滑な接続」なんでしょうね。自然な滑らかな流れというか、言葉的にはすごくありがたいと思いました。

【委員長】

他皆さんいかがでしょうか。ご意見ございますか。

【委員】

はい。子ども本人の発達というものは一貫したものであるのに、前の会議で意見を言わせてもらったこともあるんですけども、子どもの育ちというものは一本であるのに、制度上では、就学前の幼稚園、保育所、子ども園があり、そこから、小学校、中学校、高等学校となっており、そこにある程度段差があるんですね。接続がスムーズになっていないところがあるので、そこを円滑にしていくことが大事だと思います。6条の(4)

では、私の意見も取り入れていただいて文言を入れていただいたと思うんですが、そこに厚みをもたせていただきたいと思います。条例案の方では、教育及び保育の連続性と書かれていますが、解説では、教育と保育の連携の重要性、学校間での積極的な情報交換となっているのですが、ここらあたりの意味をどう解釈したらよいのか、教育と保育の連携というのは、例えば、幼稚園は教育の分野、保育所は福祉の分野であり、幼保連携ということは、こども園を作るときに言われたことですが、この幼保の連携のことを言っているのか、小学校や中学校、高等学校を含めたすべてのことを言っているのかが曖昧かなという気がします。学校園間での積極的な情報交換を図りたいということはすごく大事なのですが、この答申の学校園の責務のところ、これらのことが盛り込まれていることがわかるような表現をいれていただいたほうが良いのかなと思います。先ほどおっしゃっていただいた「円滑な接続」についてですが、すごく大事なキーワードになると思います。

【委員長】

円滑な接続は幼児教育と小学校教育の接続ということですか。今ご指摘にあったのは、条例案の第6条第4号で教育及び保育の連続性です。

【委員】

小一プロブレムとか、中一ギャップとか、そういうものが小中一貫というのがあったと思うのですが、幼稚園・保育園から小学校に上がる時スタートカリキュラムというのが生活科の教科書にあるんですけど、いきなり国語や算数の勉強をするのではなくて、半分は、のびのびタイムといった形で幼稚園や保育園でしたことを20分ぐらいして、そこからイスに座ってという段階を経て、勉強を教えるようなものをスタートカリキュラムといいます。そういうことをふまえて、必ずその学校に行くとは限らないのですが、先生も幼稚園や保育園とつながる必要があると思います。私も幼稚園、保育園に学校便りを配っているときに、もっと来年は連携していきたいと言うと、そんなこと考えてくれているんですかと言われました。子どもの情報の引き継ぎはするのですが、もっと私たちが、保育園でしていることを春休み中に勉強しに行くことが連携ということになるのかなと思いました。和泉市では、小中の連携は結構やっていると思うんですが、学校独自でそういう時間を設けているところはなかなかないです。スタートカリキュラムの実行というものができていません。

【委員長】

ありがとうございました。今のご意見を踏まえて、再度どうですか。

【事務局】

学校教育室の永井です。今色々ご意見いただきまして、「円滑な接続」が適切というご意見を多数お聞きしました。また、申し送りだけでは足りない、深く連携していくことが必要ということもおっしゃっていただいたので、「情報交換を図りたい」という表現では、申し送りだけになると思いますので、それを踏まえて、「教育及び保育の円滑な接続を意識し、各学校園間で積極的な連携を図りたい」という表現でどうでしょうか。

【委員長】

今の事務局からの案ですけれども、「教育及び保育の円滑な接続を意識し、各学校園間で積極的な連携を図りたい」ということでしょうか。皆さんそれでいかがでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【委員長】

それでは、「教育及び保育の円滑な接続を意識し、各学校園間で積極的な連携を図りたい」ということで決定したいと思います。私から一つ質問があります。今の答申（案）の説明の中で、ICT化の問題が非常に強調されています。先ほどのお話ですと、学びの保障ができるように、ICT化を進めるという教育委員会や現場の学校園の責務とある中で、ICT化が進んだとしても現場の教員が対応できていなければ意味がないという記述がありました。今朝、朝日新聞の記事で、GIGAスクール構想が進んで、ほぼ年度内に、一人一台パソコンが行き渡るということで、教員を中心とした座談会の記事が出ていました。やはり教育委員会と学校現場の状況で落差があると書かれていましたが、教育委員会はパソコンが行き渡ればそれでよしとするような感じであり、学校現場はそうではないという厳しい状況が書かれていて気になっていたのですが、今の和泉の状況をどのように見ているか教えていただきたい。

【事務局】

学校教育室長の大野です。今の和泉市の状況ですが、今年度中にGIGAスクール構想ということで、全ての児童生徒に一人一台パソコン導入の第一弾が始まっている状況

です。3月までに小学校1年生から中学校3年生まで入る予定です。今委員長が言われたように、先生方のスキルはすごく大事なところになっておりまして、昨年度末からパソコン教室にすでに入っているパソコンを使いながら、一人一台パソコンが入ったらこんな取組ができますよということの研修を今しています。令和3年3月末まで、随時先生の研修をさせていただきながら、昨日は中学校に新しくパソコンが入りましたので、初めてパソコンを使う授業にも参加させていただき、様子を見ながら、今準備を進めさせていただいている状況です。

【委員長】

ありがとうございました。それでは他に意見等ないようですので、答申案については審議を終了させていただきます。

事務局より示された、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例案及び答申案については一部修正をしていただく点がありますが、概ねこの案で皆様のご了解をいただけるということで、よろしいでしょうか。

【委員】

<異議なし>

【委員長】

ありがとうございました。皆様からご了承をいただいたものと受けとめさせていただきます。

今後の微修正に関しましては委員長預かりということで、私と事務局の方で最終チェックさせていただいて取りまとめをさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員】

<異議なし>

【委員長】

それでは次第2、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

学校教育室の永井です。今後のスケジュールについて説明させていただきます。まず、

近日中に委員長から教育長へ答申を行い、1月28日に開催される総合教育会議にてパブリックコメントの結果、答申、条例案について報告します。そして、3月に行われる議会に上程し、4月1日の施行をめざし、手続きを進めていきたいと考えています。

また、以前からご意見をいただいていた概要版については、お配りしています参考資料のとおり作成中でございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。以上で本日予定しておりました議事は終了になるのですが、スピーディに進行することができました。せっかくの機会ですので、皆さん感想でも結構ですし、市長さんなり教育委員会への要望注文でも結構ですので、ご発言いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

今回の微修正で条例のタイトルが変わり、すっきりしたなと思いました。当初、和泉市子どもの育みに関する条例とあり、教育がサブタイトルに入っていて、その条例名であれば、教育だけでなく、市長部局の色々な福祉の方とかが盛り込まれていないという気がしてしまいます。教育長さんへの答申ということなので、新しいタイトルの和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例は、内容的に合うのではないかと思い、良い名前になったというのが感想です。子どもの育ちというのは、教育委員会の所管の教育だけではなくて、市長さんの部局の方で色々子どもをサポートしていくような組織が庁内にあると思いますが、そことの連携がすごく大事であると考えます。この条例の中では、市長の責務に全部盛り込まれているのかと思います。この条例が成立したら、教育委員会と、市長の責務というところで、市の教育委員会以外の他部局と教育委員会の円滑な連携に力を入れていただければと思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

皆さんお疲れ様です。私は商工会議所から来ておりますので、できたらこれは4月1日に条例ができるということなので、商工会議所便りに発信したいと思います。条例というのはできたらそれだけで終わるのではなくて、発信力がすごく必要だと思います。

一つ感想として、子どもたちにこういう子どもたちになってほしいって言う大人はどうかとすごく思いました。なので、私たち大人たちが、もう一回見直しをしなくてはいけない。和泉市民として、人間としてどうかというところに落とし込めたら良い。子どもたちをこういう子どもたちに育てたいのだったら、私たち大人はどうだっていうところがすごく大事ではないかなと、言うだけではなくて、子どもにやらせるだけではない、何か少し掛け違うと、全く違うものになると思うので、和泉市、和泉市民として、人間としてどうあるべきかというところが基本になると思います。ありがとうございました。良い経験をさせてもらいました。

【委員長】

ありがとうございました。他皆さんいかがでしょうか。思い残すことがないように何でもおっしゃっていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

先ほど、委員長におっしゃっていただいたように私も朝日新聞を見ました。学校で使わないで、家に帰ってゲームばかりしているということが載っていました。先ほどおっしゃっていただいたように、先生方にもしっかり勉強していただいて、しっかり使えるようにしないと、そういう失敗になるので、気をつけていただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他いかがですか。

【委員】

ありがとうございました。学校園の責務ということで、改めて保育園、幼稚園として、子どもたちを小学校に送り出す、これから大きく育てていく中で、本当に責任が重いなということと、小学校に年長組が上がっていくときに、どうすれば連携が取れるかということが今後の課題かなと思っていますので、またがんばっていただけると幸いです。どうもありがとうございました。

【委員長】

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

【委員】

僕は今回3回とも、参加させていただき、昨日最終の書類が僕の家に来て、息子が受け取ってくれて、今回息子の話ばかりしているのですが、「父ちゃん、これ」って言って、「漢字ばかりやからようわからんわ」って言いながら、「また、役所行ってこんなお話しなあかんねん」って、「父ちゃんようわかれへんねんけどな。お疲れ様」って言ってくれました。子どものために大人ががんばっているところを見ている子どもはいます。その子どもたちに応えてあげたい。そして、先ほど他の委員がおっしゃっていたように、大人として襟を正して、子どもを育てていかなければならない。そのことによってまちが形成されていくということも考えながら、まずは自分から見直して、子どもにこの後も接していかなければならないなとすごく思いました。良い経験をさせていただき、ありがとうございました。

【委員長】

他にいかがですか。

【委員】

私も、全く同感です。やはり、市民として、どういう風に市のために協力できるか、私にだけできるちょっとしたことで良いから、何かするというのを踏まえて、子どもに率先してすることが多くあるなと思いました。

【委員長】

はい。ありがとうございました。私の方からも一言お礼申し上げますが、8月の暑い最中にスタートいたしまして、時間的な制約がある中で3回も会議をやらせていただきました。本当に貴重な意見をたくさんいただけましてありがたく思っております。特に皆さん、子どもたちにそれぞれのお立場で、関わっておられますので、そういう意味でも、地元現場の生の声を聞かせていただき、反映することができたと思っておりますが、お聞きをする中で非常に勉強になりました。感謝を申し上げます。子どもたちを取り巻く状況というのは、非常に厳しくなっていると思います。貧困や格差の問題等々で非常に厳しい状況ですけども、そういう厳しさがコロナ禍で余計に拡大し、深刻化をしているような気がしますので、そういう状況の中で、市長さんと教育委員会、学校園がそれぞれの責務を、はっきりさせて連携をする。そして、そこに色々な団体、保護者の皆さんが力を合わせた取組を進めていくということが、その指針になる条例ができるということで、本当に良かったなと思っております。今おっしゃいました、教育委員会と他部局の連携の問題のお話しがありましたし、大人、市民の責務、条例ができて終わりじゃな

いというお話ししていただきましたけども、本当に条例ができるというのは、スタートですので、これから、市、市民レベルでどう進めていくのか、そのことがすごく求められているのだろうなという風に思います。全ては教育委員会が市役所の中でがんばっていただいて、市長さんからも、予算を引っ張り出して、色々なグループと力を合わせて、子どもを守る、子どもを育む取組を進めていただきたいと思いますし、皆さんそれぞれが、それぞれの団体の皆さんと力を合わせて、がんばっていただけたらなという風に思っております。そういうことで、本当に3回ご苦労様でした。心からお礼を申し上げますので、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】

中西委員長、ありがとうございました。

それでは、和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会の閉会に当たりまして、小川教育長よりご挨拶申し上げます。

【教育長】

教育長の小川でございます。第3回子どもの育みに関する条例案検討委員会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

中西委員長さまをはじめ、委員の皆様におかれましては、年始のお忙しい中、また緊急事態宣言が発令されている中での開催という状況でご無理を申し上げた中での開催ということですがけれども、ご理解、ご協力をしていただきまして、非常に中身の濃い形で閉会を迎えることができます。ありがとうございます。これまで本日を含めて3回実施してまいりました本条例案検討委員会では、貴重な、しかも本音というか、本当に身のある議論をしていただけたと思っております。先程事務局からご説明いたしましたが、3月の議会、第1回定例会が2月19日に開会ですが、そこで提案させていただきます、承認いただければ、4月1日の施行ということになります。最後に皆様方に少しまとめていただいたのですけれど、せっかくできた理念条例ということで、かなり大きな理念でございますので、それを具現化するのは、いよいよ我々のがんばり次第と思っております。市長部局と教育委員会という、ある意味段差というか、壁が結構あったんですが、和泉市でも、5年前に総合教育会議という新しい制度ができまして、教育委員と市長さんが、直接テーマに沿って議論する場もあり、それにとらわれず、積極的に交流しております。そういう中で、市民のため、地域を次代の和泉市を担っていく、日本を、世界を担っていく子どもたちを和泉からしっかり育てていこうということでございます。この条例の一番のポイントは、子どもの育みに関して、責任を人に押し付けない、

まずは、子どもたちを育てていく大人がしっかりと当事者意識を持たないといけない。家庭のせい、地域のせい、いろいろな人のせいにするのではなく、しっかりと当事者意識を持って皆で進めていかなければならない。皆様方のようにそれぞれの立場で自覚を持って、主体的に動いていただけるお方も多くおられますが、それをさらに、しっかりと市民一人ひとり自覚して、育ていけるように、この条例をスタートとしまして、我々も一緒になってがんばっていきたいと思いますので、今後ともお力添え等をよろしくお願ひしたいと思ひます。最後になりましたが、まだまだ寒さの厳しい折であり、コロナ禍も収束が見えない中でございますけれども、委員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願いいたします。皆様の一層のご活躍と、ご多幸を祈念いたしまして、条例案検討委員会閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【事務局】

これをもちまして、第3回和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会 会長

中西 正人